

7 南監第52号
令和7年9月12日

南国市議会議長 岩松永治様

南国市長 平山耕三様

南国市監査委員 塩崎泰
南国市監査委員 久武弘明
南国市監査委員 神崎隆代

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により令和7年7月分の出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書

1 検査対象

令和7年7月分

2 検査実施日

令和7年8月 25・26・27 日

3 検査の方法

一般会計及び特別会計については、支出命令簿綴、精算書綴、その他関係書類、水道事業会計及び下水道事業会計については、会計伝票綴、試算表・資金予算表その他関係書類の提出を求め、内容を検査し必要により担当者の説明を受けた。

4 検査の結果

- (1) 検査対象である一般会計、特別会計の歳入・歳出の額、水道事業会計、下水道事業会計の収入・支出の額は別表のとおりで、計数をそれぞれ確認した。
- (2) 令和7年7月末日における現金残高は別表のとおりで、指定金融機関の提出資料に基づき一致が認められた。
- (3) スクールバス運行等委託業務について、市内業者の応募が無く致し方なく県外業者（市内営業所も存在しない）に委託しているものの、運行は地元の方が担っている現状がある。現行委託期間後をにらみ、同様の事業を実施している他課にも協力を得るなど全庁的な取り組みとして、市内業者（スタートアップ企業を含む）の育成・支援策も含めて検討すべきと思料されるので、抜本的な取り組みを期待する。（学校教育課）
- (4) コミュニティバスの令和5年度の事故に係る修繕の支払いについて、事故後すぐに修理を行っていたが、支出負担行為が抜かっていたうえ、業者からの請求もなかったことから、課内のチェック機能も働かず支払いがなされていなかった。支出負担行為は会計事務の基本であることから、研修会等で注意喚起を願いたい。（企画課）